

証券コード 9162
2024年9月12日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 ブリーチ
取締役社長 大平 啓介

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://bleach.co.jp/ir/stock/meeting/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9162/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブリーチ」又は「コード」に当社証券コード「9162」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2024年9月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）正午（受付開始：午前11時30分）
2. 場 所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GTタワー 24階 当社会議室
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第15期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット及び書面にて、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

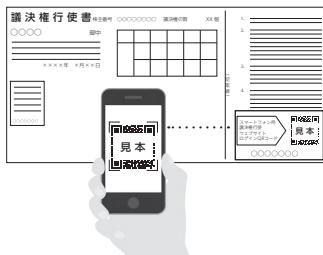
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

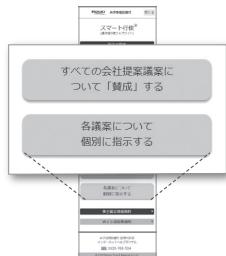
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

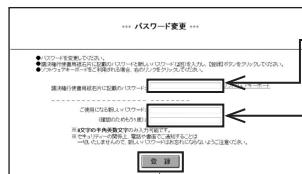
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢不安の長期化、原材料価格の高騰及び円安の進行等により依然として不透明な状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の終息による経済活動の再開や物価高対策等の各種政策効果によりマクロ経済の回復が見込まれております。

このような状況下、当社におきましては、インターネット通販市場やインターネット広告市場の引き続きの拡大、当社独自のビジネスモデルへの需要の高まりを受けて、商材ジャンルやマーケティング手法の拡大、新規顧客の獲得等に取り組んで参りました。また、これらを実行するため、マーケターを中心とする人材採用と教育を強化し、事業規模を拡大してまいりました。

しかし、既存商材において、商品ライフサイクルの経過や一部顧客による販売戦略の変更の影響に加え、一部の広告媒体におけるルール変更などにより、ROASが悪化しております。また、中長期的な成長のため、新規商材・新規ジャンルの拡大に注力し商材ポートフォリオの転換を図っており、この取り組みは着実に進捗しているものの、そのマーケティング施策の効果発現、業績貢献までに想定以上の時間を要しております。さらに、大手製薬メーカーの不祥事による機能性表示食品や健康食品全体に対する消費者マインドの低下の影響により、当社が取り扱う一部の商材についても影響を及ぼしております。

この結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高13,806,783千円（前期比15.7%減）、営業損失367,956千円（前期は営業利益2,173,412千円）、経常損失429,693千円（前期は経常利益2,147,928千円）、当期純損失554,543千円（前期は当期純利益1,465,026千円）となりました。

なお、当社は「シェアリング型統合マーケティング事業」の単一セグメントでありますので、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は106,074千円であります。その主な内容は、データベース強化に伴う社内DWH構築費用等の支出86,658千円、人員増加に伴う情報機器の取得12,328千円となります。

なお、重要な設備の除却・売却はありません。

当社はシェアリング型統合マーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年7月5日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場に当たり2023年6月1日及び2023年6月19日開催の取締役会において、2023年7月4日を払込期日とする公募による新株発行を決議し、2023年7月4日現在では発行済株式総数が5,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,082,000千円増加しました。

また、2023年8月2日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式309,600株（割当価格1株につき1,232.80円、資本組入額1株につき616.40円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ190,837千円増加し、2024年6月30日現在で、発行済株式総数が25,479,200株、資本金が3,375,642千円、資本準備金が3,288,142千円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (21年6月期)	第13期 (22年6月期)	第14期 (23年6月期)	第15期 (当事業年度) (24年6月期)
売 上 高 (千円)	8,145,092	14,606,744	16,377,050	13,806,783
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	722,705	1,002,897	2,147,928	△429,693
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	440,818	621,724	1,465,026	△554,543
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	22.04	31.01	73.07	△21.85
総 資 産 (千円)	4,229,155	5,992,828	8,573,228	12,900,894
純 資 産 (千円)	1,157,494	1,759,779	3,251,439	9,233,262
1株当たり純資産 (円)	57.70	87.69	162.02	362.36

- (注) 1. 2023年3月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. △は損失を表しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 商材ポートフォリオの拡大と顧客基盤の強化

当社はレベニューシェア型の報酬体系を採用しており、特定の商材について大きなヒットを生み出した場合には当該商材及び当該顧客による売上高が急増することがある一方、マーケティング効果が低下した場合には売上高が減少することがあります。そのため、新規商材の取り組み強化による商材ポートフォリオの拡大、顧客基盤の強化による分散化等により、収益の安定化と拡大を図ってまいります。

② 人材の採用と育成

当社は、再現性をもってコア商材を生み出し継続的な事業成長を遂げるには、優秀な人材

の確保と育成が重要と考えております。そのため、人材採用や育成に積極的に投資し、マーケット育成プログラムの更新や成功失敗事例の共有などの取り組み強化に取り組んでまいります。

③ 広告関連法令の遵守体制の強化

当社の事業においては「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の広告関連法令の適用を受けており、広告関連法令の改正や新たな法令の制定等ならびに既存の法令の解釈に変化が生じる場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社は社内担当者による広告チェックに加え、外部の弁護士や専門機関のレビューを受ける独自の広告審査体制を設けておりますが、今後の改正動向も注視し、引き続き法令等の遵守を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

当社はシェアリング型統合マーケティング事業を営んでおり、クライアントの商材の販売を支援しており、その売上高の一部を成果報酬として受領しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年6月30日現在)

本	社	東京都目黒区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
シェアリング型統合マーケティング事業	93名	1名増
合計	93	1名増

- (注) 1. 従業員数は常勤の就業人数を記載しており、臨時従業員及び派遣社員を含みません。
 2. 従業員数が前事業年度末と比べて1名増加しましたのは、業務拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	2,520,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする協調融資によるものであります。なお、当該シンジケートローンについては、上記の借入額に加え、借入極度額1,000,000千円（借入未実行残高1,000,000千円）のコミットメントラインも設定しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年7月5日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,479,200株
 (3) 株主数 5,430名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 平 事 務 所	13,900,000株	54.55%
大 平 啓 介	4,734,100	18.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	700,000	2.74
宮 田 一 成	375,000	1.47
株 式 会 社 S B I 証 券	370,400	1.45
楽 天 証 券 株 式 会 社	332,800	1.30
青 木 仁 志	120,000	0.47
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	103,300	0.40
株 式 会 社 イ ン グ リ ウ ッ ド	100,000	0.39
ブ リ ー チ 従 業 員 持 株 会	90,600	0.35

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年6月29日
新 株 予 約 権 の 数		602個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 110,000円 (1株当たり 1,100円)
権 利 行 使 期 間		2024年7月1日から 2032年5月31日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保有状況	社 外 取 締 役	新株予約権の数 602個 目的となる株式数 60,200株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使を行うことができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 平 啓 介	株式会社大平事務所 代表取締役
取 締 役	松 本 卓 也	CFO
取 締 役	外 川 穰	株式会社YSホールディングス 代表取締役 株式会社東京通信 取締役会長 TT1有限責任事業組合 代表組合員職務執行者
取 締 役	中 川 修 平	ファストドクター株式会社 CFO 株式会社中川エンジニアリング 取締役
常 勤 監 査 役	野 田 光 治	-
監 査 役	五 十 部 紀 英	弁護士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社Answer 代表取締役 行政書士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社プロテクトスタンススポーツマネジメント 代表取締役 社会保険労務士法人プロテクトスタンス 代表社員 弁理士法人プロテクトスタンス 代表社員 税理士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社プロテクトスタンスコンサルティング 代表取締役 株式会社レントラックス 社外取締役 株式会社HANDICAP CLOUD (旧株式会社スペシフィック) 社外取締役 株式会社Birdman 社外取締役 (監査等委員) STARS Space Service株式会社 社外監査役 株式会社ラフル 社外監査役 株式会社LOLO 代表取締役 株式会社メディア工房 社外取締役 株式会社HEAD LOUNGE 代表取締役
監 査 役	山 野 智 也 子	クラシコ株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役外川穰氏及び取締役中川修平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野田光治氏、監査役五十部紀英氏及び監査役山野智也子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役の野田光治は、大手保険会社において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有し

ており、他社の社外監査役などの豊富な経験とあわせ、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。社外監査役の五十部紀英は、弁護士として企業法務に精通しており、加えて、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査の強化にその資質を活かしていただけると判断し、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また株式会社レントラックスと当社とは取引実績がありますが、その他の特別な関係はございません。社外監査役の山野智也子は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の賠償額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 株式会社の役員等賠償責任契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は社外含む取締役、監査役、執行役員等であり、保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の故意又は法令違反に起因する損害は補填されない等の一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、取締役の個人別の報酬等の額の決定における独立性及び客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意で指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役である委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役から選定しており、以下の事項について審議を行い、取締役会に対してその意見を答申しております。

- a.取締役の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
- b.株主総会に付議する取締役の選任及び解任議案
- c.代表取締役の選定・解職議案
- d.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- e.株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案
- f.取締役の個人別の報酬等の内容
- g.その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬委員会の構成は以下のとおりとなっております。

指名・報酬委員会委員長 中川 修平（社外取締役）

指名・報酬委員 外川 穰（社外取締役）、松本 卓也（社内取締役）

取締役個人別の具体的な基本報酬の額については、指名・報酬委員会において報酬算定プロセスの妥当性及びその算定が当該プロセスに則して行われていることを審議したうえで、全体の報酬水準及び個別報酬水準について、取締役会に対する提案内容を決定しております。なお、役員報酬の支給水準については、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス、外部機関のサーベイ結果等を考慮し、適正性の判断を行っております。指名・報酬委員会が審議した取締役の個人別の報酬等の内容に関する原案を尊重して、取締役会において、取締役個人別の具体的な基本報酬の額が決定されております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	120百万円 (20)	120百万円 (20)	-百万円 (-)	-百万円 (-)	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (21)	21 (21)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	141 (41)	141 (41)	- (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 上表には、2023年9月28日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2023年9月28日開催の第14回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は2名)であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2019年11月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社の関係
社外取締役	外川 穰	株式会社YSホールディングス 代表取締役 株式会社東京通信 取締役会長 TT1有限責任事業組合 代表組合員職務執行者	特別な関係はありません。
社外取締役	中川 修平	ファストドクター株式会社 CFO 株式会社中川エンジニアリング 取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	五十部 紀英	弁護士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社Answer 代表取締役 行政書士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社プロテクトスタンススポーツマネジメント 代表取締役 社会保険労務士法人プロテクトスタンス 代表社員 弁理士法人プロテクトスタンス 代表社員 税理士法人プロテクトスタンス 代表社員 株式会社プロテクトスタンスコンサルティング 代表取締役 株式会社レントラックス 社外取締役 株式会社HANDICAP CLOUD (旧株式会社スペシフィック) 社外取締役 株式会社Birdman 社外取締役 (監査等委員) STARS Space Service株式会社 社外監査役 株式会社ラフル 社外監査役 株式会社LOLO 代表取締役 株式会社メディア工房 社外取締役 株式会社HEAD LOUNGE 代表取締役	レントラックス社との取引実績はありますが、その他の特別な関係はありません。
社外監査役	山野 智也子	株式会社クラシコ 常勤監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	外川 稔	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業における経営者としての経験と幅広い見識を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	中川 修平	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を活かして、主に金融の専門家としての観点から社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	野田 光治	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手保険会社において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識並びに他社の社外監査役などの豊富な経験を活かして、主に公正かつ独立の立場から適宜発言を行っております。
監査役	五十部 紀英	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	山野 智也子	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	22,050千円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬等の額	1,500千円
合計	23,550千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非会計監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - b. 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - c. 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - d. 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
 - e. 内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会に対して報告する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - b. 「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、システム内の情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - b. 取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。

- c. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
- b. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
- c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
- b. 「リスク・コンプライアンス規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- c. 「内部通報制度規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- d. 内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- e. 監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

ハ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- b. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- c. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実

を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

- b. 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- b. 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- c. 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- d. 監査役は、監査法人のレビューの内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

リ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- a. 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

ヌ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- b. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- c. 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

ル. 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

- a. 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対して

は断固として拒否することを基本方針とし、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を宣言する。

- b. 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備する。
- c. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

内部通報制度規程を制定し、内部通報窓口を社内・社外に設置しております。また、リスク・コンプライアンス規程に基づき、社内役職員に対して全体会議等を通じて、コンプライアンスに対する意識醸成を図っております。

2. 内部監査

内部監査規程に基づき、社長直轄の内部監査部門において当社の全ての部署を対象として内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に対して提出・報告し、定期的に取り締り役会への報告をしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,501,132	流 動 負 債	1,856,406
現金及び預金	9,642,611	買掛金	558,808
売掛金	1,438,040	一年内返済予定長期借入金	720,000
前渡金	930,790	未払金	374,334
前払費用	89,361	未払費用	131,433
未収入金	793	未払法人税等	3,535
未収還付法人税等	311,536	預り金	14,750
未収消費税等	87,999	賞与引当金	53,544
固 定 資 産	399,761	固 定 負 債	1,811,225
有 形 固 定 資 産	102,607	長期借入金	1,800,000
建物	105,514	繰延税金負債	11,225
車両運搬具	5,636	負 債 合 計	3,667,631
工具、器具及び備品	78,822	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△ 87,365	株 主 資 本	9,208,293
無 形 固 定 資 産	92,328	資 本 金	3,375,642
ソフトウェア	5,670	資 本 剰 余 金	3,300,642
ソフトウェア仮勘定	86,658	資本準備金	3,288,142
投資その他の資産	204,825	その他資本剰余金	12,500
投資有価証券	66,267	利 益 剰 余 金	2,532,007
出資金	20	繰越利益剰余金	2,532,007
敷金	137,657	評 価 ・ 換 算 差 額 等	24,402
長期前払費用	880	その他有価証券評価差額金	24,402
資 産 合 計	12,900,894	新 株 予 約 権	566
		純 資 産 合 計	9,233,262
		負 債 純 資 産 合 計	12,900,894

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,806,783
売上原価	12,410,039
売上総利益	1,396,743
販売費及び一般管理費	1,764,700
営業損失	△367,956
営業外収益	
受取利息	103
出資金運用益	3,983
保険解約返戻金	1,794
雑収入	1,123
営業外費用	
支払利息	25,602
上場関連費用	42,038
融資手数料	1,100
経常損失	△429,693
特別利益	
新株予約権戻入益	2,297
特別損失	
投資有価証券評価損	63
税引前当期純損失	△427,460
法人税、住民税及び事業税	3,800
法人税等調整額	123,282
当期純損失	△554,543

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	100,000	12,500	12,500	25,000	3,086,550	3,086,550	3,211,550
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	3,275,642	3,275,642	-	3,275,642	-	-	6,551,285
当期純損失(△)	-	-	-	-	△554,543	△554,543	△554,543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	3,275,642	3,275,642	-	3,275,642	△554,543	△554,543	5,996,742
当 期 末 残 高	3,375,642	3,288,142	12,500	3,300,642	2,532,007	2,532,007	9,208,293

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	37,016	37,016	2,872	3,251,439
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	-	-	6,551,285
当期純損失(△)	-	-	-	△544,543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,613	△12,613	△2,305	△14,919
当 期 変 動 額 合 計	△12,613	△12,613	△2,305	5,981,823
当 期 末 残 高	24,402	24,402	566	9,233,262

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

ただし、建物については定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、シェアリング型統合マーケティング事業を営んでおり、主な収益は当社サービスにより顧客の商品を消費者が購入したことから生じる収益であります。消費者が購入した時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

当社サービスの履行義務に対する対価は履行義務が充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (単位：千円)
繰延税金資産	-
繰延税金負債	11,225

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

※当社は、2022年11月25日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミットメントラインを含むシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

- (1) 2023年6月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2022年6月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
 - (2) 2023年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- なお、当該契約に基づく当事業年度末日におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び数
普通株式 25,479,200株
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,569,300株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ①金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

- ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式又は組合への出資であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、管理部及び各担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの低減を図っております。

(ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券については、管理部が定期的に発行体（取引企業）の財務内容を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。上場株式については、四半期ごとに時価の把握も行っております。

変動金利の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。変動金利の長期借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	52,849	52,849	－
(2) 敷金(*3)	123,702	122,494	△1,208
資産計	176,551	175,343	△1,208
(3) 長期借入金(*4)	2,520,000	2,520,000	－
負債計	2,520,000	2,520,000	－

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券の「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等	13,418

(*3) 敷金のうち、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）の未償却残高については、上記表の「敷金」には含めておりません。

(*4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,642,611	—	—	—
売掛金	1,438,040	—	—	—
未収入金	400,329	—	—	—
敷金	—	123,702	—	—
合計	11,480,980	123,702	—	—

(注2) 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	720,000	720,000	720,000	360,000	—	—
合計	720,000	720,000	720,000	360,000	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券	52,849	—	—	52,849
株 式	52,849	—	—	52,849

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	—	122,494	—	122,494
資 産 計	—	122,494	—	122,494
長 期 借 入 金 (1年以内返済予定を含む)	—	2,520,000	—	2,520,000
負 債 計	—	2,520,000	—	2,520,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。なお、市場価格のない非上場の株式等（貸借対照表計上額9,270千円）及び、投資事業組合への出資（同4,148千円）は、含めておりません。また、投資事業組合等への出資金については時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項（1）に定める事項を注記しておりません。

敷金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,048
賞与引当金	16,395
資産除去債務	4,567
未払事業税	12,191
投資有価証券評価損	23,140
ソフトウェア	11,272
当期発生繰越欠損金	205,480
小計	280,096
評価性引当額	▲74,616
繰越欠損金に係る評価性引当額	▲205,480
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,225
繰延税金負債合計	11,225
繰延税金負債の純額	11,225

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	マーケティング 事業	計	
売上高	13,806,783	13,806,783	13,806,783
顧客との契約から生じる収益	13,806,783	13,806,783	13,806,783
外部顧客への売上高	13,806,783	13,806,783	13,806,783

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	1,371,486	1,438,040

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える契約がない、且つ既存の契約から翌事業年度以降に認識することが見込まれる収益の金額について重要性が高いものがないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 362円36銭
(2) 1株当たりの当期純利益 ▲21円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当年度決算日以降、重要な後発事象の発生はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年8月28日

株式会社ブリーチ
取締役会御中

監査法人 A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸
業務執行社員
指定社員 公認会計士 寺田 聡司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブリーチの2023年7月1日から2024年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が

あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい

るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月30日

株式会社ブリーチ 監査役会
常勤社外監査役 野田 光治 (印)
社外監査役 五十部 紀英 (印)
社外監査役 山野 智也子 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おお だいら けい すけ 大 平 啓 介 (1987年6月11日)	2010年4月 ジャパンウェブリンク株式会社（現当社）設立代表取締役社長就任（現任） 2018年11月 株式会社大平啓介事務所（現株式会社大平事務所）設立代表取締役就任（現任）	18,634,100株
	<p>【取締役候補者とした理由】 大平啓介氏は、当社創業者として、また設立以来代表取締役として、当社の事業に対する深い理解と高い経営能力の下、当社の経営を牽引し、事業の発展に貢献してまいりました。当社が「世界を照らす」という経営理念の下、更なる発展を遂げるためには、同氏の高い交渉力及び発信力が必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。</p>		
2	こ にし いさお 小 西 勲 (1984年2月16日)	2007年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年10月 公認会計士登録 2019年9月 デジタルアーツ株式会社 入社 2024年2月 当社入社 2024年6月 執行役員兼管理部長 就任（現任）	—
	<p>【取締役候補者とした理由】 小西勲氏は、公認会計士としての財務・会計の専門領域における豊富な知識及び上場企業での管理部長歴任の経験を活かし、M&A業務、IR業務などの当社の市場価値向上や管理領域での体制構築により、当社の発展と企業価値の増大を実現するため取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	そと かわ ゆずる 外 川 穂 (1971年12月29日)	1994年 4月 株式会社博報堂入社 2000年 3月 株式会社サイバーエージェント入社 2000年 5月 株式会社シーイー・モバイル（現株式会 社CAM）代表取締役社長就任 2003年12月 株式会社サイバーエージェント専務取締 役就任 2015年12月 株式会社東京通信代表取締役会長就任 2017年12月 basepartners有限責任事業組合（現 T T 1 有限責任事業組合）代表組合員職務 執行者就任（現任） 2019年 9月 当社社外取締役就任（現任） 2022年 3月 株式会社東京通信取締役会長就任（現 任）	42,000株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>外川穂氏は、上場企業における経営者としての経験と幅広い見識を有しております。当該知見・経験を活かして、当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。</p>			
4	なか かわ しゅう へい 中 川 修 平 (1978年6月14日)	2003年 4月 株式会社三井住友銀行入行 2007年 7月 みずほ証券株式会社入社 2018年10月 株式会社ココナラ入社 執行役員CFO 就任 2021年12月 当社社外取締役就任（現任） 2022年 6月 ファストドクター株式会社入社 CFO 就任（現任）	-
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中川修平氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しております。当該知見・経験を活かして、当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 外川穰氏及び中川修平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 外川穰氏及び中川修平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって外川穰氏が5年、中川修平氏が2年9ヶ月となります。
4. 当社は、外川穰氏及び中川修平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、外川穰氏及び中川修平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 大平啓介氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。なお、大平啓介氏の所有する当社の株式数については、2023年8月末日時点での株式数を記載しており、資産管理会社である株式会社大平事務所が所有する株式数を含んでおります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を2024年9月1日付で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GTタワー 24階 当社会議室
TEL 03-6265-8346



交通：東京メトロ日比谷線/東急東横線
「中目黒駅」より徒歩約1分